



出演契約に関するガイドライン

弊社では、お客様とのお取引に際しましては以下のマネージメントポリシーを基本として出演をお願いしております。また、個別の案件につきましてはより透明性をもたせる為に以下の通り、出演約款を定めさせていただいておりますので、何卒ご了承の程宜しくお願い申し上げます。尚、弊社業務についてご不明な点、お気付きのことなどございましたら、何なりとお申し付け下さい。

ご相談窓口 office@people-tokyo.com

I パブリシティ権 について

氏名・肖像(以下、「肖像等」といいます。)には本人に無断で撮影をされない、撮影をした写真を無断で使用されないという人格権としての肖像権が判例上認められています(以下、単に「肖像権」といいます)。さらに、著名人の肖像等には、顧客吸引力、言い換えると経済的価値(商業的な利用価値)があることから、これを法的に保護するため、無断で商業目的に使用されないという権利も判例上認められています。これをパブリシティ権といいます。モデルについても、肖像等を商品の宣伝や販売促進に使用させ、その対価を取得することが経済活動として成り立っており、そこに顧客吸引力、すなわち経済的価値(商業的な利用価値)があります。したがって、モデルの肖像等についても肖像権に加えてパブリシティ権が成立します。なお、肖像等という中には、氏名・顔だけでなく、後姿・手・足等のパーツについても、含まれます。また、肖像権・パブリシティ権に加えて、モデルの出演内容によっては著作権法上の実演家の権利(著作権 法第4章第2節)が成立する場合があります。

II 権利の帰属

上記のとおりモデルの肖像等については肖像権・パブリシティ権が成り立ちます。モデルエージェンシーである弊社と専属契約しているモデルのパブリシティ権については弊社に独占的・排他的に帰属しますので肖像等を使用する場合には、目的の如何を問わず必ず弊社の事前の許諾を得てください。許諾を得ずに使用した場合、許諾の範囲を超えて使用した場合にはパブリシティ権の侵害となり、損害賠償請求等を行いますので、予めご注意ください。特に、広告主・広告会社・制作会社がキャスティング会社に依頼した場合には、弊社が許諾した肖像等の使用の範囲が正確に伝わっていないことによるトラブルが少なくありません。トラブルを回避するためにも、広告主・広告会社・制作会社が契約当事者として、許諾の範囲を直接確認した上で責任をもって肖像等を使用してください。

III 契約について

1 契約当事者

- (1) 弊社と専属契約しているモデルの肖像等の使用に際しては、使用者である広告主、または広告の著作権者である広告主・広告会社・制作会社が契約当事者となり、弊社との間で契約を行います。
- (2) 弊社が確認していない契約書・覚書等をモデル本人と直接取り交わすことは違法、さらには内容によってはその契約書・覚書等そのものが無効となる場合もありますので、ご注意ください。
- (3) 肖像等は弊社から許諾を得た範囲内でのみ使用することができます。トラブルを回避するためにも、契約書を作成し、許諾の範囲について書面にて明確にさせていただきます。

2 著作権管理者・肖像等使用の管理者について

契約媒体の著作権管理者、肖像権・パブリシティ権使用の管理者がモデルの出演の発注者と異なる場合は、契約書・確認書等に明示してください。

IV webサイト・デジタルコンテンツ

肖像権・パブリシティ権はwebサイトやデジタルコンテンツでの肖像等の使用にも当然成り立ちます。webサイトやデジタルコンテンツは、複製、肖像等の改変・加工が容易なため、特にご注意ください。

1 webサイトに肖像等を使用する際の契約について

(1) webサイトにモデルの肖像等を使用する場合は、事前にwebサイトの主旨・掲載期間・URLなど下記に記載した詳細な条件を提示し、弊社から許諾を得てください。著作権者がコンテンツの転載、複製の許諾をすることと、肖像等の使用の許諾をすることは全く別の問題ですので、弊社の許諾が必要です。

- ・webサイトの運営・管理社名
- ・URL(サイトの特定に必要な情報)
- ・使用期間 ・アクセス可能な端末の情報
- ・リンク先

(2) 契約上の肖像等の使用の範囲が「インターネット・webサイト」等のように漠然としている場合は、自社webサイト・単一のURLでの使用と判断いたします。

2 モデルの肖像等を含むwebサイトを転載・複製する場合の注意点

(1) webサイトの転載、複製の許諾と肖像等の使用についての許諾は全く別の問題です。

著作権者であっても、コンテンツに含まれる肖像等を弊社との契約の範囲を超えて他者に使用許諾を与えた場合は契約違反となり、損害賠償請求等を行います。また、第三者が無断複製をした場合は、その使用者に違約金を含む肖像使用料をお支払いただきます。

(2) webサイトの管理・保護、すなわちサーバー内のデータ管理は契約当事者の責任です。データの不正使用を防止する義務と不正使用が起こった場合の対応と処理は契約当事者の責任において行っていただきます。サーバー内のデータの削除を怠ったために起こるトラブルについても責任を負っていただきます。

(3) 契約当事者が制作したwebサイトを販売代理店等別企業に対し使用許諾を与える場合、使用させる企業および使用するURLに関する情報を弊社に提示し許諾を得るとともに、その使用するURL数に応じた追加の肖像使用料をお支払ください。

(4) 契約当事者が、他者に別のURLでコンテンツの使用許諾を与えた場合、その使用が弊社との契約に反することのないよう(使用期間の延長や無断改変など)責任を持って管理してください。

3 webサイトの使用料・ペナルティ

(1) 肖像使用料は、ポータルサイトのバナー等から展開されるネット広告はTVCFと同等以上、販売を目的とするwebサイトは通販カタログと同等以上とみなします。

(2) 通販カタログ・チラシ・ポスターなどあらゆる媒体を、追加でデジタルカタログや、電子チラシとしてwebサイトに掲載する場合は当初の出演料に加え、別途使用料が付加されます。

(3) 契約で許諾を得た以外のwebサイトに使用した場合は、上記V・VIにより損害賠償等を請求致します。

4 デジタルコンテンツ(ミュージックビデオなど)

(1) CD-ROM・DVD等のデジタル方式の記録媒体に肖像等を使用する場合は、複製や改変防止の対策、製作数、販売期間、販売地域などを明確にした上で弊社の許諾をお取りください。肖像権・パブリシティ権の維持・管理が困難な場合は出演及び使用をお断りする場合があります。

(2) ミュージックビデオの出演契約をする場合は、あらかじめプロモーションの規模をお知らせ下さい。また、webサイトでの配信形式(ストリーミング・ダウンロード)は出演料の決定の要素となりますので合わせて申告してください。

(3) ミュージックビデオを広告等に使用する場合は、広告の使用者または著作権者(広告主・広告会社・制作会社)を当事者として新たに契約を締結し、広告の媒体数に応じた使用料をお支払いください。

V 期間の延長・媒体の追加などの契約外使用について 1モデルの肖像等について、許諾の範囲を超えて使用するには、必ず1ヶ月以上前に書面にて申請し別途弊社の許諾を得てください。その際、以下の点にご注意ください。

- ・1ヶ月以上前に申請がない場合は、当初の契約期間にて使用を終了するものとみなします。
- ・条件その他の理由により弊社が許諾をしない場合があります。
- ・許諾をする際には特段の合意をしない限り追加の肖像使用料が発生します。

2 弊社の許諾を得ずに使用期間の延長や媒体の追加などの契約外使用をした場合、無断使用者にトラブルの全責任を負っていただきます。この責任には弊社に対する損害賠償等は当然のこと、競合等により新たな契約者の使用を阻害した場合の責任も当然含まれます。

VI 無断使用に対する損害賠償請求等について

1 許諾を得ないで、また許諾の範囲を超えて肖像等を使用することは肖像権・パブリシティ権の侵害となります。この場合、判例上使用差止請求が認められているほか、不法行為(民法 709 条以下)の規定に基づき損害賠償請求が認められており、弊社としても損害賠償請求等を行います。また、悪質な事例では謝罪広告等の名誉回復措置の請求等も行います。

2 肖像等を、許諾を得ないで、また許諾の範囲を超えて使用した場合には、別途違約金を請求させていただきます。金額は使用の程度・期間を勘案して決めます。

3 キャスティング業務に関わった個人・法人は、出演に関して諸問題が生じた場合、その解決まで業務を放棄しないで下さい。

VII 肖像等の使用に関する注意点

1 身体の一部であっても肖像権・パブリシティ権が及びます。モデルの顔を切り取ったり、モザイクを施すなどした場合であっても、無断で使用すれば肖像権・パブリシティ権の侵害となりえます。また、人物の特定が困難になるような改変をすることは、人格権の侵害となりえますので、改変を行う際には弊社の許諾を得て対価をお支払いください。なお、改変についてはお断りする場合もあります。

2 肖像等以外の音声・経歴の使用についても、事前に弊社の許諾を得てください。肖像等の無断使用はもちろんのこと、これらについても無断使用はトラブルの原因となりますので、必ず事前に弊社の許諾を得てください。

3 「撮影」の許諾と「使用」の許諾は全く別の問題です。テスト撮影の写真など、許諾を得て撮影した写真を弊社の許諾を受けずに他者に貸し出した場合、使用について許諾がない以上無断使用となります。写真の著作権とモデルの肖像権・パブリシティ権は全く別個独立の権利ですので、写真についての著作権者であっても、無断で使用すれば肖像権・パブリシティ権の侵害となります。ご注意ください。

VIII 私的使用の範囲

1 一般公開のイベント・撮影会などでのモデルの写真撮影は、撮影した写真や映像を個人的に楽しむ目的で使用すること(私的使用)を前提としています。したがって、そのような機会に撮影した肖像等を自身のHPやブログに使用するため許諾なく web サイトで公開する行為は、肖像権・パ

ブリシィティ権の侵害となります。不特定多数の入場者が撮影可能となるイベント等の主催者は入場者・参加者が「私的使用の範囲」をこえて肖像等を使用することのないよう注意喚起等の配慮をしてください。

2 写真の著作権と肖像権・パブリシィティ権は全く別個独立の権利ですから撮影者などの著作権者であろうとも、撮影した写真や映像を個人のHPやブログに使用する場合は許諾が必要です。

IX 個人情報保護について

1 弊社はモデル本人より個人情報の提供を受け、これを管理し、業務に必要な範囲で利用することを委任されております。モデルに対して個人情報保護法に関する書類等に捺印を求める場合には、事前に弊社に連絡し許可を得てください。

2 モデルの個人情報は、個人情報保護法に従って取り扱い、出演に関与しない第三者への漏洩や出演以外の目的に使用されることのないよう管理してください。

X 守秘義務について

弊社は発注の内容及び出演過程で知り得た情報について守秘義務を負います。弊社では各モデルと契約の際に守秘義務についても保証する内容の契約を結んでおります。

XI 保険について

モデルの出演に関連した事故・危険回避義務はモデルを使用する側にあります。すべての業務に保険をおかけください。

XII 不可抗力

天災・事故・病気(要診断書)などにより契約を履行できなかった場合は、当事者が協議し解決してください。

XIII 出演の取り決め方とお支払方法について

1 弊社がモデルの出演料等を決める場合、モデルの実働(拘束時間、出演内容および出演条件)への対価、肖像権の許諾の範囲(媒体・期間・部数・使用地域・競合の有無・競合の範囲等)を考慮して請求させていただきます。※消費税は別途発生します。なお、雑誌については、表紙・編集ページ・タイアップ広告・雑誌広告に分け、編集タイアップ広告は広告とみなします。表紙を他の広告媒体に使用する場合は別途料金が発生します。

2 お支払いについて

- ・出演料(使用料)は出演決定時(出演前)に決めさせていただきます。
- ・お支払いについては広告主を最終責任当事者とさせていただきます。
- ・出演料(使用料)は現金にてお支払いください。当日現金、または前日までにお振込みください。

3 源泉税について

弊社等法人に支払う場合、源泉徴収は不要です。

4 実働の条件について

- ・1日の拘束時間については原則8時間以内(8:00~21:00)とします。但し半日は4時間とします。
- ・18歳未満 22:00 以降使用禁止(一部例外あり)ですので、ご注意ください。
- ・早朝、深夜 6:00 以前、21:00 以降は割増料金を申し受けます。
- ・移動のため前日から拘束される場合は時間に応じて割増料金を申し受けます。
- ・超過料金が発生しましたら、別途ご請求致します。
- ・予備日

天気予備 50% 自宅待機中止 50% 現地集合して中止 100%を請求致します。

5 その他の条件について

- ・下着・ヌード・その他特殊な出演の場合は事前に正確な内容をお知らせください。

- ・パーツ(手・足・髪など)も肖像等ですので、本出演約款が適用されます。
- ・オーディション料、カメラテスト料、採寸、仮縫い、衣装合わせフィッティングモデルの場合は拘束時間に応じて料金が発生します。
- ・プレゼンテーション料、リハーサル料(本番日以外)は出演料に応じて別途料金が発生いたします。

6 キャンセル料について

出演者のスケジュールは決定した時点から同日以降他社からの出演依頼をお断りしたり、競合がある場合には他の出演先をお断りするなどの調整を行います。したがってキャンセルされた場合にはキャンセルの時点に応じて下記を基準としたキャンセル料を申し受けます。

- ・ 前日、当日 100%(但し、土・日・祝祭日・営業時間外を除きます)
- ・ それ以前に連絡があった場合 50%~100% なお、すでに出演の決定がある場合においても出演条件、出演料等、条件の合意に満たない場合は弊社がキャンセルすることもあります。

XIV 競合について

1 競合とは

- ・ 同業他社または同一カテゴリ製品の広告媒体への出演を制限することです。出演制限に対し拘束料が発生します。
- ・ 同業他社の広告すべてに出演できない場合は、専属契約となります。
- ・ 他社製品の広告に出演できない場合は、アイテム数によって拘束料がUPします。

※ 他社製品とは同一商品群を言います。

※ 漠然とした分類は避けてください。(例:通信機器・トイレタリー・食品など)

※ 写り込む物はすべてが競合の対象と言われるクライアントがありますが、特段の発注と拘束料がない場合は、競合対象とはなりません。(例:自動車に競合を掛けた場合、タイヤやカーナビなどのパーツ・装備品は競合の対象にはなりません。)

2 競合の期間について

- ・ 出演媒体の使用期間と同じです。放映前、終了したものに競合をかけることはできません。
- ・ 使用期間外に競合をかける場合は、別途拘束料を保障していただきます。
- ・ 過去の出演歴を遡って申告することにはお応えできません。

3 「競合なし」の場合について

弊社は競合管理を致しません。

4 弊社の同意について 第三者への出演を制限することはモデルの活動に対する大きな制約となりますので、以下のルールを遵守していただき、弊社の同意を得てください。

(1) 同意に際しては、企業競合をかけ独占的に肖像等を使用する場合は専属契約料が、商品競合をかけ制限する場合は、拘束料が別途それぞれ発生します。

(2) web上の肖像等使用に競合はかけられません。また、競合をかける場合は競合料(専属契約料・拘束料)を別途お支払ください。